

○浦添市産業振興補助金交付規程

平成14年7月16日

告示第30号

改正 平成17年2月15日告示第6号

平成20年3月31日告示第26号

平成21年4月1日告示第39号

平成22年3月31日告示第37号

平成25年2月1日告示第13号

平成25年4月1日告示第48号

平成26年4月1日告示第45号

平成27年9月8日告示第107号

平成28年8月1日告示第124号

平成29年3月31日告示第48号

平成30年5月1日告示第100号

注 平成26年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 本市の産業振興を図るため、市内に事業所を新設する個人又は法人が行う事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第3号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(平27告示107・全改)

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所を有する者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業を営む者を除く。)をいう。
- (2) 新規職員 本市に住所を有し、前号の事業所に期限の定めのない常時雇用契約により採用され、かつ、雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している者で雇用の日から起算し、1年以内のものをいう。ただし、雇用者の配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族を除く。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない者が新たに事業所を設置し、又は市内に現に事業所を有する者が新たに事業所を設置してから3年以内のことをいう。

- (4) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (5) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (6) 空き店舗 元の店舗が閉鎖し、新たに入居して営業する者が決まっていない状態の店舗（所有者が事業所として賃貸することを承諾している居住用家屋の物件を含む。）をいう。

（平26告示45・平27告示107・平28告示124・一部改正）

（補助対象事業）

第3条 補助事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設賃借事業
  - (2) 空き店舗活用等企業支援事業
  - (3) 雇用支援事業
- 2 前項各号に掲げる補助事業は、市内に事務所を新設する個人又は法人であって、次に掲げる要件を満たすものに対し交付することができる。
- (1) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに当該資格を有する見込みがあること。
  - (2) 空き店舗活用等企業支援事業において、空き店舗の所有者である賃貸人と賃借人との関係が別表第1に掲げる要件を満たしていること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。
  - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。
- 3 前項各号に掲げる要件のほか、第1項各号に掲げる補助事業の区分、対象となる補助事業者、対象経費、補助率、対象経費の上限額及び補助の要件は、別表第2に掲げるとおりとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平27告示107・全改、平28告示124・平30告示100・一部改正）

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする者は、補助事業に係る浦添市産業振興補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の表の区分に応じた書類を添えて、市長に申請するものとする。

区分	添付書類
施設貸借事業	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。） (3) 新規職員の名簿 (4) 新規職員の住民票抄本 (5) 保険関係成立届の写し (6) 新規職員の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し (7) 新規職員の健康保険及び厚生年金保険の受給資格証明書等の写し (8) その他市長が特に必要と認める書類
空き店舗活用 等企業支援事業	(1) 事業計画書（別紙） (2) 賃貸借契約書の写し (3) 工事請負契約書の写し (4) 見積書等経費の内訳が分かる書類の写し (5) 改装前の店舗外観・内観の写真 (6) 店舗の位置図及び平面図 (7) 住所を確認できるものの写し（申請者が個人の場合に限る。） (8) 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合に限る。） (9) その他市長が特に必要と認める書類
雇用支援事業	(1) 労働契約書又は労働条件通知書等、雇用を証明する書類 (2) 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。） (3) 市税の滞納のない証明書 (4) 新規職員の名簿 (5) 新規職員の住民票抄本 (6) 保険関係成立届の写し (7) 新規職員の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し (8) 新規職員の健康保険及び厚生年金保険の受給資格証明書等の写し (9) その他市長が特に必要と認める書類

（平26告示45・平27告示107・平29告示48・一部改正）

（交付の決定）

第5条 市長は、交付申請に係る補助金を交付するときは、その旨を決定し、交付申請をした者に対し、浦添市産業振興補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

（補助事業の変更申請）

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実が生じた日から30日以内に、浦添市産業振興補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

(1) 交付申請書に記載した事項に変更があったとき。

(2) 補助事業を休止し、又は廃止したとき。

（補助事業の変更承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、その旨を決定し、補助事業の変更承認の申請をした者に対し、浦添市産業振興補助金（変更・廃止）交付決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る浦添市産業振興補助金実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）に次の表の区分に応じた書類を添えて、市長に提出するものとする。

区分	添付書類
施設賃借事業	(1) 賃借料の支払を証明する書類 (2) 新規職員の住民票抄本 (3) 新規職員の出勤簿及び賃金の支払を証明する書類 (4) 新規職員の雇用保険・健康保険・厚生年金保険の支払を証明する書類 (5) その他市長が特に必要と認める書類
空き店舗活用等 企業支援事業	(1) 改装等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し (2) 改装等後の現況写真 (3) 操業開始届出書又は営業を開始したことが証明できる書類 (4) その他市長が特に必要と認める書類
雇用支援事業	(1) 雇用証明書、在職証明書等の雇用が継続されていることを証明する書類 (2) 新規職員の雇用保険・健康保険・厚生年金保険の支払を証明する書類 (3) 新規職員の名簿 (4) 新規職員の住民票抄本（対象期間終了後に発行されたもの） (5) 新規職員の出勤状況が確認できる出勤簿等の写し (6) 新規職員の賃金支払状況が確認できる賃金台帳等の写し

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又

はその当該年度の3月10日までのいずれか早い日とする。

(平26告示45・平27告示107・平28告示124・一部改正)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書による審査の上、速やかに補助金の額の確定を行い、補助事業者に対し、浦添市産業振興補助金確定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の額の確定を受けた補助事業者は、確定通知書を受け取った日から10日以内に、浦添市産業振興補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定による請求書の金額を確認し、当該補助金を支払うものとする。

(決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者がその補助事業に関して補助金の交付の決定の内容に違反したときは、補助金の額の確定があった後においても補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく浦添市産業振興補助金取消通知書(様式第8号)により、補助事業者に対して、通知しなければならない。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、浦添市産業振興補助金返還通知書(様式第9号)により、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業終了後において、補助実施年度以降の3年度分について、年度ごとに浦添市産業振興補助金経営状況報告書(様式第10号)により、事業の実施状況を市長に報告するものとする。

(平28告示124・追加、平30告示100・一部改正)

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(平28告示124・旧第13条繰下)

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示124・旧第14条繰下)

附 則

この告示は、平成14年7月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年2月15日告示第6号)

この告示は、平成17年2月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第26号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第39号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第37号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月1日告示第13号)

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第48号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦添市産業振興補助金交付規程第3条の補助事業の区分、対象及び金額等は、平成26年度分の補助事業から適用し、平成25年度分までの補助事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月8日告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年9月8日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に浦添市産業振興補助金交付規程(平成14年告示第30号)の規定によってした申請、決定、請求その他の行為であつて、この告示に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、決定、請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成28年8月1日告示第124号)

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第48号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 3 月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の浦添市産業振興補助金交付規程第 4 条の規定による申請によりなされた交付の決定に係る補助要件については、改正後の浦添市産業振興補助金交付規程の相当規定による補助要件にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 5 月 1 日告示第100号）

この告示は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（平27告示107・追加）

所有者	借借人	対象範囲
法人	個人	(1) 借借人と空き店舗を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族（配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 借借人と空き店舗を所有する法人が雇用関係にないこと。
	法人	(1) 借借人である法人の代表者と空き店舗を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 (2) 所有する法人と借借人の代表取締役が雇用関係にないこと。
個人	個人	(1) 借借人と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 (2) 借借人と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。
	法人	(1) 借借人である法人の代表者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 (2) 借借人である法人の代表者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。

別表第 2（第 3 条関係）

（平28告示124・全改、平29告示48・平30告示100・一部改正）

区分	対象となる補	対象経費	補助	対象経費の上限額	補助の要件
----	--------	------	----	----------	-------

	助事業者		率		
施設賃借事業	1 新規職員を雇用し、かつ、市内で賃借して事業所を新設した事業者	事業所の賃借料（敷金、権利金その他これに類する経費を除く。）	2分の1以内	次に掲げる新規職員の数の区分に応じ、それぞれ定める金額とする。 (1) 5人未満 月額5万円以内 (2) 5人以上10人未満 月額7万5,000円以内 (3) 10人以上 月額10万円以内	(1) 補助の期間は、交付申請をした日の属する月の翌月から起算して6月以内とする。 (2) 賃借料の2分の1以内の金額又は対象経費の上限額の欄に定める金額のいずれか低い金額とする。
	2 浦添市産業振興センター・結の街の創業支援室、創業支援ブース又はチャレンジショップを任期満了又は事業拡大に伴い退去した後、市内に新設する事業所で、かつ、結の街指定管理者の認定を受				月額5万円以内



けた事業者			添付すること。
3 市又は認定連携創業支援事業者の創業支援事業による支援を受けた事業者			<p>(1) 補助の期間は、交付申請をした日の属する月の翌月から起算して3月以内とする。</p> <p>(2) 賃借料の2分の1以内の金額又は対象経費の上限額の欄に定める金額のいずれか低い金額とする</p> <p>(3) 申請の際は、市又は認定連携創業支援事業者の支援を受けたことが分かる証明書を添付すること。</p>
4 本市の産業振興に資すると市長が認めた事業者			<p>(1) 補助の期間は、交付申請をした日の属する月の翌月から起算して6月以内とする。</p> <p>(2) 賃借料の2分の1以内の金額又は対象経費の上限額の欄に定める金額のいずれ</p>

					れか低い金額とする。
空き店舗活用等企業支援事業	1 空き店舗を賃借して、市内に事業所を新設する事業者	店舗の改装費（内装工事、外装工事、給排水整備工事、電気工事、ガス工事、空調設備及び看板工事等に係る費用をいう。）	2分の1以内	20万円以内	(1) 店舗の改装工事に着手する前で、かつ、当該年度内に当該工事が完了し、事業が開始する見込みがあること。 (2) 市内で営業している店舗から空き店舗に移転したことにより、移動前の店舗を空き店舗としないこと。 (3) 市内に住所又は事業所を有する者に改装工事を請け負わせること。
雇用支援事業	1 事業所を新設し、新規職員を雇用する事業者	新規職員の雇用に係る経費		雇用した新規職員の数が1人につき2万円を乗じて得た額とし、一事業所につき、48万円以内とする。	(1) 補助の期間は、新規職員を雇用した日の属する月から6月以内とする。 (2) 事業所を新設するにつき、1回限りの申請とする。